

建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領

長野県建設部建築住宅課

1 目的

建築現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2 試行対象

○対象工事

長野県建設部が発注する建築工事（営繕工事及び県営住宅工事）

○対象金額

設計金額が1億6,000万円以上 → 原則試行実施

設計金額が1億6,000万円未満 → 受注者の希望により実施

3 快適トイレの仕様

受注者は、工事場所毎に設置するトイレのうち以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。（１２）～（１７）の仕様については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便座
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サニタリーボックス
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4 実施方法

- ① 受注者は、快適トイレを設置する場合、様式ー1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に工事打合せ簿にて提出し、規格・設置基数等の詳細について監督員と協議の上、決定する。
- ② 3に示す（1）～(11)を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする（女性が対象工事現場にいない場合は、この限りではない）
- ③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。
- ④ 原則として、試行対象工事に適用するが、市場に全現場に相当する快適トイレが流通していないことが想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について設計変更にて差額を計上するものとする。
- ⑤ ただし、快適トイレの流通の関係上で仕様を満たすトイレを手配できない場合や設置が困難な場合は、監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。
- ⑥ 3に示す（1）～(11)については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わない（設計変更の対象としない。）こととする。
- ⑦ 3に示す（1）～(11)及び（12）～（17）については、設計変更の対象とする。なお、左記の仕様・付属品以外の追加仕様等については、現場実態等を踏まえその必要性が認められた場合に設計変更の対象とする。
- ⑧ 設計変更の対象は、原則として、工事場所毎に男女別で各1基ずつまでとする。ただし、「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事施行要領（長野県建設部）」の規定により、発注者が指定した工事にあっては、この限りではない。
- ⑨ 快適トイレの運搬費、設置費等は当初契約金額に含むものとし設計変更の対象としない

5 快適トイレに要する費用

- 「快適トイレに求める標準仕様」及び「付属品として備えるもの」費用は、見積り等を参考に共通仮設費に積み上げ計上する。
- ただし、共通仮設費の率分（当初契約金額）として従来品相当分は一定程度計上されていることから、積算時には従来品相当として10,000円／1基・月を差し引

いた額とする。

6 その他

- 災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

7 適用

本試行要領は、令和３年４月１日以降に起工起案する工事から適用する。

本施行要領は、令和７年４月１日以降に起工起案する工事から適用する。

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする